

# きりん教室 こうつにおける洪水時等の避難確保計画

## 第1節 総則

### 1 目的

第1条 きりん教室 こうつの洪水時等避難確保計画は、水防法の規定に基づき、施設における洪水等の被害から施設利用者（以下「利用者」という。）及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

### 2 避難確保計画の適用範囲

第2条 この避難確保計画は、施設の勤務者及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

## 第2節 自衛水防組織

### 1 自衛水防組織と役割分担

第3条 きりん教室 こうつの自衛水防組織として、施設長(管理者)を統括管理者とし、次の任務分担により、組織活動を実施する。

	情報伝達係	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職・氏名</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報・避難勧告等の情報収集</li> <li>関係者及び関係機関との調整</li> <li>館内放送による利用者等への周知</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	役職・氏名	任務		<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報・避難勧告等の情報収集</li> <li>関係者及び関係機関との調整</li> <li>館内放送による利用者等への周知</li> </ul>
	役職・氏名	任務				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報・避難勧告等の情報収集</li> <li>関係者及び関係機関との調整</li> <li>館内放送による利用者等への周知</li> </ul>					
避難誘導係	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職・氏名</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導の実施</li> <li>未避難者、要救助者の確認</li> <li>避難器具の設定や操作</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	役職・氏名	任務		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導の実施</li> <li>未避難者、要救助者の確認</li> <li>避難器具の設定や操作</li> </ul>	
役職・氏名	任務					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導の実施</li> <li>未避難者、要救助者の確認</li> <li>避難器具の設定や操作</li> </ul>					

### 2 自衛水防組織員の防災教育及び訓練

第4条 自衛水防組織の班員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災に係る研修を受けさせるとともに、年1回以上、自衛水防組織を活用した避難訓練を実施する。

## 第3節 防災体制

### 1 洪水時の防災体制

第5条 洪水時においては、次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報(吉野川氾濫注意情報)発表 ・吉野川が氾濫注意水位到達 ・大雨洪水注意報発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水注意報等の情報収集</li> <li>統括管理者への情報の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達係</li> </ul>
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令(市町村) ・洪水警報(吉野川氾濫警戒情報)発表 ・吉野川氾濫警戒情報 ・吉野川が避難判断水位超過 ・大雨洪水警報発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報等の情報収集</li> <li>使用する資機材の準備</li> <li>保護者への連絡</li> <li>周辺住民への事前協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達係</li> <li>避難誘導係</li> <li>情報伝達係</li> <li>情報伝達係</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間を要する人の避難開始(避難準備・高齢者等避難開始発令時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導係</li> </ul>
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示(緊急)又は避難勧告の発令 ・吉野川氾濫危険情報発表 ・吉野川が氾濫危険水位超過	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員で対応</li> </ul>

## 2 情報収集及び伝達

第6条 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 徳島気象台ホームページ( <a href="http://www.jma-net.go.jp/tokushima/">http://www.jma-net.go.jp/tokushima/</a> )
洪水予報、水位到達情報	インターネット(国土交通省(川の防災情報)、 県(徳島県県土防災情報管理システム))、すだちくんメール
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示(緊急)	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール

第7条 情報の伝達については、情報伝達係が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- 2 情報については、自衛水防組織統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設内関係者情報共有を行う。
- 3 警戒体制の際、避難準備・高齢者等避難開始が発出され、避難を開始する際には、「利用児一覧表(保護緊急連絡先)」に基づき、旧川田西小学校3Fに避難する旨を連絡する。  
また、吉野川市防災対策課(防災部局)へも連絡する。
- 4 避難完了後、吉野川市防災対策課へ完了した旨を連絡する。また、避難箇所周辺の状況を確認し、保護への引き渡しが可能と判断される場合には、「利用児一覧表(保護者緊急連絡先)」に基づき、引渡しを行う旨を連絡する。

### 第4節 避難誘導等

#### 1 避難誘導

第8条 避難場所については、旧川田西小学校3F(吉野川市山川町川田429-6)とする。

第9条 周辺の浸水の状況や利用者の健康状況、水位の急激な上昇等について情報収集を行い、上記避難箇所への避難が困難な場合には、できるだけ高い所に避難を行う。

第10条 避難箇所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る

第11条 避難箇所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器を使用、誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、市町村(防災担当部局)と経路等について確認の上、実施する。

#### 2 避難の確保を図るための設備等の配備

第12条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとする。なお、これら資機材については、日頃からその維持管理に努める。

収集する情報	収集方法
情報収集・伝達	ラジオ、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿(職員・利用者)、携帯電話、懐中電灯、一時避難のための食料・水

